

令和8年度和歌山県会計年度任用職員（スクールカウンセラー等）追加募集要項

和歌山県教育委員会では、県内の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における、児童生徒のいじめ等の問題行動や不登校への対応に係る教育相談体制等の機能の充実を図るため、スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を次のとおり募集する。

1 募集要件

令和8年7月31日時点で、地方公務員法第16条の規定に該当しない者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者

※令和8年7月1日以前に令和8年度和歌山県会計年度任用職員（スクールカウンセラー等）として任用されていても、本募集には応募することができる。

(1) スクールカウンセラー

ア 公認心理師

イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

ウ 精神科医

エ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る。）の職にある者又はその職にあった者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

ウ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

【参考】地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職務内容

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者は、配置校等の校長及び配置校等を所管する教育委員会の指揮監督の下に、以下に掲げる職務に従事する。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリングに関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- (3) 教職員への研修活動
- (4) 自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
- (5) その他、各学校等において必要と認められる業務

※(4)は、スクールカウンセラーに準ずる者の担当業務にあたらぬ。

3 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

※再度の任用は行わない。

- (2) 勤務先

ア 和歌山市内の市町村立学校（小学校、中学校（夜間中学を含む。）、義務教育学校）、教育支援センター

イ 伊都地方及び東牟婁地方の県立学校（中学校（夜間中学を含む。）、高等学校（定時制・通信制を含む。）、特別支援学校）

※勤務可能である勤務先を選択する（複数回答可）。複数回答した場合、アとイの複数校に、それぞれの任用条件に基づいた配置となる場合がある。

- (3) 採用予定人員

ア 市町村立学校

・和歌山市：1名（24日）

イ 県立学校

・橋本市：若干名（最大24日）※定時制（夜間を含む）

・新宮市：若干名（最大48日）※定時制（昼間を含む）・夜間中学校・通信制

※ア市町村立学校及びイ県立学校の採用予定人員数は、採用選考申込者の選考結果、勤務日数及び勤務可能地域等により変動する場合がある。

- (4) 勤務時間 原則、1日当たり5時間

- (5) 勤務日数 令和8年8月1日付け採用の場合、12日（週当たり0.5日）、24日（週当たり1日）、36日（週当たり1.5日）、48日（週当たり2日）、60日（週当たり2.5日）、72日（週当たり3日）、84日（週当たり3.5日）、96日（週当たり4日）のいずれかの勤務とする。

なお、複数校の勤務となることがある。

- (6) 報酬 ・スクールカウンセラー：時間額5,000円

・スクールカウンセラーに準ずる者：時間額3,000円

（令和8年7月現在）

※上記報酬額に地域手当相当額を加算する。（上限あり）

・費用弁償（通勤手当相当分）

交通機関又は交通用具を使用して通勤する場合で、通勤距離が片道2km以上の場合は、移動方法・通勤距離に応じて費用弁償（通勤手当相当分）を支給する。

・支払日 翌月第8金融機関営業日

- (7) 休暇 ・年次有給休暇 あり

・特別休暇 あり 忌引休暇、病気休暇等

※年次有給休暇及び特別休暇の付与日数は、任用期間や勤務日数等により異なる。

- (8) 服 務 地方公務員法の次の各規程が適用され、違反した場合は、懲戒処分等の対象となる。
- ア) 服務の根本基準
 - イ) 服務の宣誓
 - ウ) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - エ) 信用失墜行為の禁止
 - オ) 秘密を守る義務
 - カ) 職務に専念する義務
 - キ) 政治的行為の制限
 - ク) 争議行為等の禁止
- (9) 条件付採用 採用（再度の任用も含む。）は、すべて条件付きのものとして1か月（実勤務日数が15日以上）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。
- (10) そ の 他
- ・勤務日、勤務日1日当たりの勤務を要する時間帯及び休憩時間は、配置校の勤務時間の範囲内で、配置校の長が月毎に定める。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。
 - ・スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者は、和歌山県教育委員会が主催する連絡協議会及び研修会等に出席するものとし、当該日は勤務日として取扱うものとする。
 - ・本県のスクールカウンセラー等の勤務は、最大年間144日（週当たり4日）までの勤務としている。
 - ・令和8年7月1日以前に令和8年度和歌山県会計年度任用職員（スクールカウンセラー等）として任用されている場合、現在の勤務先ではない勤務先にも、応募することができる。（例：7月1日時点、市町村立学校で任用されている場合、本募集では市町村立学校と県立学校のいずれにも応募することができる。）
 - ・7月1日時点での任用と本募集に係る任用は、任用条件等が異なることに留意すること。

4 応募方法

- (1) 和歌山県会計年度任用職員（スクールカウンセラー等）採用選考申込書（別記様式）に必要事項を記入し、下記担当宛て「簡易書留」で郵送すること。
- 送付先 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県教育庁学校教育局教育支援課
スクールカウンセラー等担当者 宛て
- (2) 「1 募集要件 (1) ア、イ」に該当する者は、採用選考申込書に明記するとともに、当該資格等の証明書（写し）を添付・貼付すること。
- (3) 「1 募集要件 (2) ア、イ、ウ」に該当する者は、それぞれの経験を証明する書類を添付すること。
- なお、採用が決定した時点で、当該資格等の証明書と現在の氏名が異なる場合は、

本人と証明できる証明書（写し）を提出すること。

※以下の（6）応募書類を参照のこと。

- (4) 和歌山県会計年度任用職員（スクールカウンセラー等）採用選考申込書（別記様式）の勤務先希望欄には、勤務可能である勤務先を選択する（複数回答可）。
- (5) 封筒の表に「スクールカウンセラー等申込」と**朱書き**すること。
- (6) 応募書類

必要書類	募集要件				(1)			(2)		
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ
①令和8年度和歌山県スクールカウンセラー等採用選考申込書	○	○	○	○	○	○	○			
②「公認心理師登録証」の写しを添付 ※本年度合格の方は、合格通知	○									
③「臨床心理士資格登録証明書」の写し 貼付 ※本年度合格の方は合格通知		○								
④「医師免許状」の写し			○							○
⑤在職証明書（様式は任意） ※過去に勤務していた方は職歴証明書				○						
⑥大学院修了証明書					○					
⑦大学又は短期大学卒業証明書						○				
⑧心理臨床業務又は児童生徒を対象として 相談業務に従事した期間及び内容等の 証明書 ※和歌山県教育委員会スクールカウンセラー 及び和歌山県教員の勤務経験については、 証明書は不要。					○	○	○			

※応募の際に提出した書類は返却しない。

5 募集締切

令和8年7月15日（水） ※必着とする。

6 選考方法

合格者は、書類審査及び面接試験の結果で決定する。

採用面接日及び会場

令和8年7月21日（火）、24日（金）

〔紀南会場〕東牟婁振興局（新宮市緑ヶ丘2丁目4-8）

令和8年7月22日（水）

〔紀北会場〕県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（和歌山市手平2丁目1-2）

※面接が可能な日及び希望会場を選択する。

※面接時間等については、郵送又は場合により電話にて連絡する。

7 選考結果

面接後15日以内に郵送により通知する。

8 任用等

通知後、本人の希望による配置校の変更希望は認められない。

9 注意事項

採用選考申込書等に虚偽の記載があった場合は、すべて（受験資格、採用等）が無効となる。また、合格後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、合格を取り消すことがある。

この要項についての問い合わせ先

和歌山県教育庁学校教育局教育支援課児童生徒支援班
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-441-2989 / FAX 073-441-3697